

高労発基 0707 第6号
令和7年7月7日

一般社団法人高知県建設業協会会長 殿

高知労働局長
(公印省略)

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

平素より、建設現場における建設業従事者及び警備員に係る労働災害の防止等に当たり、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、全国的にみると令和6年における休業4日以上の死傷災害は1,195人と、調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については3年連続で30人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、警察庁、国土交通省及び厚生労働省の関係課長から建設業関係団体の長及び一般社団法人全国警備業協会会長に対し、熱中症予防対策の強化として、建設工事に關係する各主体において取り組むことが望ましい事項について整理した旨の通知が別添のとおり発出されました。

つきましては、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たり、建設工事に關係する各主体において取り組むことが望ましい事項を踏まえ、関係各位におかれでは、建設業と警備業が一体となって行う取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いします。

別添

事務連絡
令和7年7月4日

(別記) 建設業関係団体の長 殿
一般社団法人 全国警備業協会会長 殿

厚生労働省
労働基準局安全衛生部労働衛生課長
警察庁
生活安全局生活安全企画課長
国土交通省
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長
整備課長
不動産・建設経済局建設業課長
建設振興課長

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

平素より、建設現場における建設業従事者及び警備員による熱中症をはじめとする労働災害等の防止に当たっては、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上の死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、厚生労働省において、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下、「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」（以下、「改正安衛則に基づく措置」という。）を新たに義務付け、令和7年6月1日から施行しています（参考1）。

特に、建設現場において交通誘導等の警備業務（以下、「警備業務」という。）に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあることなどを背景として、熱中症による死亡災害が毎年発生するなど深刻な状況となっており、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

また、建設業従事者についても、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、熱中症による死亡災害が毎年発生しており、警備業務に従事する警備員同様、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

つきましては、今回、事業者に対し新たに義務付けられた改正安衛則に基づく措置も含め、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たって、建設工事に関する各主体において取り組むことが望ましい事項について、下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれでは、建設業と警備業が一体となって行う取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いします。

なお、国土交通省本省から地方整備局等直轄工事発注担当部局や地方公共団体等に対しても、発注者の取組事項をはじめ、本趣旨を理解のうえ、発注者として適切に取り組むよう通知を発出することを申し添えます。

記

1 改正安衛則に基づく措置の確実な履行確保に当たっての建設工事の元方事業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）上の元請負人など。以下同じ。）及び関係請負人（建設業法上の下請負人など。以下同じ。）と警備業務を請け負った警備会社との連携について

- (1) 改正安衛則に基づく措置は、個々の事業者が講ずべきものであり、建設現場において警備業務を行う場合には、警備会社が講ずべきものであるが、建設現場において警備業務に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあるほか、工事の規模によっては、自宅と現場との直行又は直帰の場合や単独での警備業務の場合も少なくないことから、警備会社のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- (2) また、建設業従事者についても、同様に改正安衛則に基づく措置は、元方事業者、関係請負人それぞれが講ずべきものであるが、建設工事は一般に所属の異なる者が混在して、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、警備業務に従事する警備員同様、関係請負人のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- (3) このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下、「安衛法」という。）第30条第1項に基づく協議組織等において元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を統括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、改正安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人との調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの改正安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。
- (4) 熱中症の症状が認められ、医療機関を受診した際、医師から基礎疾患や健康診断の結果等、被災者に係る情報の確認を求められる場合もあることから、元方事業者が関係請負人や警備会社と調整する際には、予め医療機関からの問い合わせ先を定めておく、又は建設業従事者や警備員に所属事業場の問い合わせ先を記した物を携帯させておくなど、医療機関における応急措置が円滑に行われるような工夫を行うことが望ましい。
- (5) なお、改正安衛則に基づく措置は、安衛法第22条に基づくものであり、元方事業者、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社のそれぞれが個々の事業者として義務を追うものであるため、上記(3)に基づき、元方事業者が建設現場全体を対象とした改正安衛則に基づく措置を代表して講ずることとする

場合についても、関係請負人や警備業務を請け負った警備会社が負うべき義務までをも元方事業者が負う趣旨ではない。

このため、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社は、元方事業者との調整において、元方事業者が改正安衛則に基づく措置を講ずる予定であること、又は、元方事業者により当該措置が実施されていることを確認する必要があること。また、元方事業者が代表して講ずることとした改正安衛則に基づく措置が未実施の場合には、元方事業者に対してその実施を求める又は自らが当該措置を講ずる必要があること。

2 熱中症予防に当たって各主体において取り組むことが望ましい事項について

(1) 発注者の取組事項

- ・ 発注者は、建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。
- ・ 受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること（参考2）。

(2) 建設工事の元方事業者の取組事項

- ・ 元方事業者として関係請負人に對して仕事を注文する場合は、令和5年8月9日付け国不専建第24号「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（参考3）及び令和6年3月29日付け国不専建第63号「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について」（参考4）を踏まえて作成した標準見積書において、熱中症対策に必要な経費を明確化するよう努めるとともに、警備業務を注文する場合においても、これに準じた経費の明確化を図ることが望ましい。
- ・ 警備会社から、熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員の確保に必要な経費について申し出があった場合は、誠実に協議するとともに、必要に応じ、発注者と協議の上、必要な経費の確保に努めることが望ましい。
- ・ 現場全体の熱中症対策に関する計画を策定する場合は、警備会社との事前協議により、警備員の休憩時間の確保など、警備業務に従事する警備員を考慮した内容とすることが望ましい。
- ・ 建設現場において、関係請負人の労働者等が使用可能な休憩施設や水分・塩分補給のための設備等を設けた場合には、警備業務に従事する警備員にもこれらを利用できるようにすることが望ましい。

(3) 建設工事の関係請負人の取組事項

- ・ 関係請負人は、元方事業者から提示された労働災害防止対策の実施者及び対策に要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もり、元方事業者に交付する見積書に明示することが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用に努めること。

- ・ 热を吸收し、又は保热しにくい服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。
- ・ 热中症を予防するために、建設業従事者に、日常の健康管理を意識させ、暑熱順化を行ってから作業を行わせることが望ましい。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取させるほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出させること。

（4）警備会社の取組事項

- ・ 警備業務に従事する警備員の熱中症を予防するために必要な資機材の確保や体調不良者が生じた場合に備えた代替要員の確保に係る経費が必要な場合は、内容を明確にした上で、元方事業者と協議の上、その確保に努めることが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力するとともに、当該内容を警備業務に従事する警備員に対して周知すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用がなされるよう、警備員に対して必要な周知・指導に努めること。
- ・ 警備業務に従事する警備員の負担軽減に資するような作業方法（座哨警備等）や服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

（5）行政機関、関係団体の取組事項

- ・ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署において、国土交通省、警察庁等の関係行政機関や関係団体の協力を得ながら、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を活用し、改正安衛則も含め、夏季における熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ・ 都道府県労働局等は、発注機関連絡会議等の場を活用し、地方公共団体や都道府県単位の団体においても上記取組の促進が図られるよう、必要な働きかけを行うこと。
- ・ 厚生労働省は、高年齢労働者が多く就業する建設業及び警備業における熱中症予防対策の充実・強化を図るため、「エイジフレンドリー補助金」（参考5）などを活用した取組の推進を図る。
- ・ 厚生労働省は、関係行政機関や関係団体と連携の上、「スポットクーラーと簡易テントの組合せ」等警備業における単独での警備業務などにも対応可能な簡便な熱中症予防策について、民間企業における先進的な取組を収集し、水平展開を図る。

(参考資料)

参考 1 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>)



参考 2 令和 7 年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定
(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html)



参考 3 安全衛生対策項目の確認表の作成について（令和 5 年 8 月 9 日付け国不専建第 24 号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890083.pdf)



参考 4 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について（令和 6 年 3 月 29 日付け国不専建第 63 号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890091.pdf)



参考 5 エイジフレンドリー補助金
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



(参考情報) 国土交通省 HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



(別記)

- 全国管工事業協同組合連合会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本建設機械施工協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 全国建設業協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本電設工業協会
- 建設工業経営研究会
(一社) 海外建設協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本埋立浚渫協会
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 建設産業専門団体連合会
- 建設業労働災害防止協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 日本橋梁建設協会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(一社) プレハブ建築協会
(一社) 全国さく井協会
(一社) 日本鳶工業連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- 全日本板金工業組合連合会
(一社) 日本エレベーター協会
(一社) 情報通信設備協会
(一社) 全国建設産業協会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本シヤッター・ドア協会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
(一社) 建築開口部協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- 全国建具組合連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
- 全国建設業協同組合連合会
(一社) 日本ウエルポイント協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本建設軸体工事業団体連合会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
(一社) 日本建設業経営協会
- 全国浚渫業協会
(一社) 土地改良建設協会
(一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 日本基礎建設協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
(一社) 日本建築大工技能士会
(一社) 四国空調衛生工事業協会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 日本厨房工業会
(一社) 重仮設業協会
(一社) 日本計装工業会
- 全日本電気工事業工業組合連合会
- 日本圧気技術協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 斜面防災対策技術協会
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 日本下水道施設業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本建築板金協会
- 消防施設工事協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
(一財) 中小建設業住宅センター
- 全国マスチック事業協同組合連合会
(一社) 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本家具産業振興会
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 日本推進技術協会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(一社) 日本木造住宅産業協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
- ダイヤモンド工事業協同組合
(一社) 日本建設業連合会
(一社) フローリング協会
(一社) 全日本漁港建設協会
(一社) マンション計画修繕施工協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 樹脂舗装技術協会

(公財) 建設業適正取引推進機構

(一社) 送電線建設技術研究会

(一社) 日本発破・破碎協会

(一社) 全国中小建設工事業団体連合会

(一社) コンクリートパイル・ポール協会

全国建設労働組合総連合

(一社) JBN・全国工務店協会

(一社) 日本管路更生工法品質確保協会

(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会

(一社) 日本築炉人材育成協会

(一社) 鉄骨現場溶接協会

全国サイディング事業協同組合連合会

(一社) 窓廻り装飾事業協会

日本住宅パネル工業協同組合

(一社) 日本建設あと施工アンカー協会

(一社) 全国建築測量協会

全国仮設安全事業協同組合

建設労務安全研究会

一般社団法人住宅生産団体連合会

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つめた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

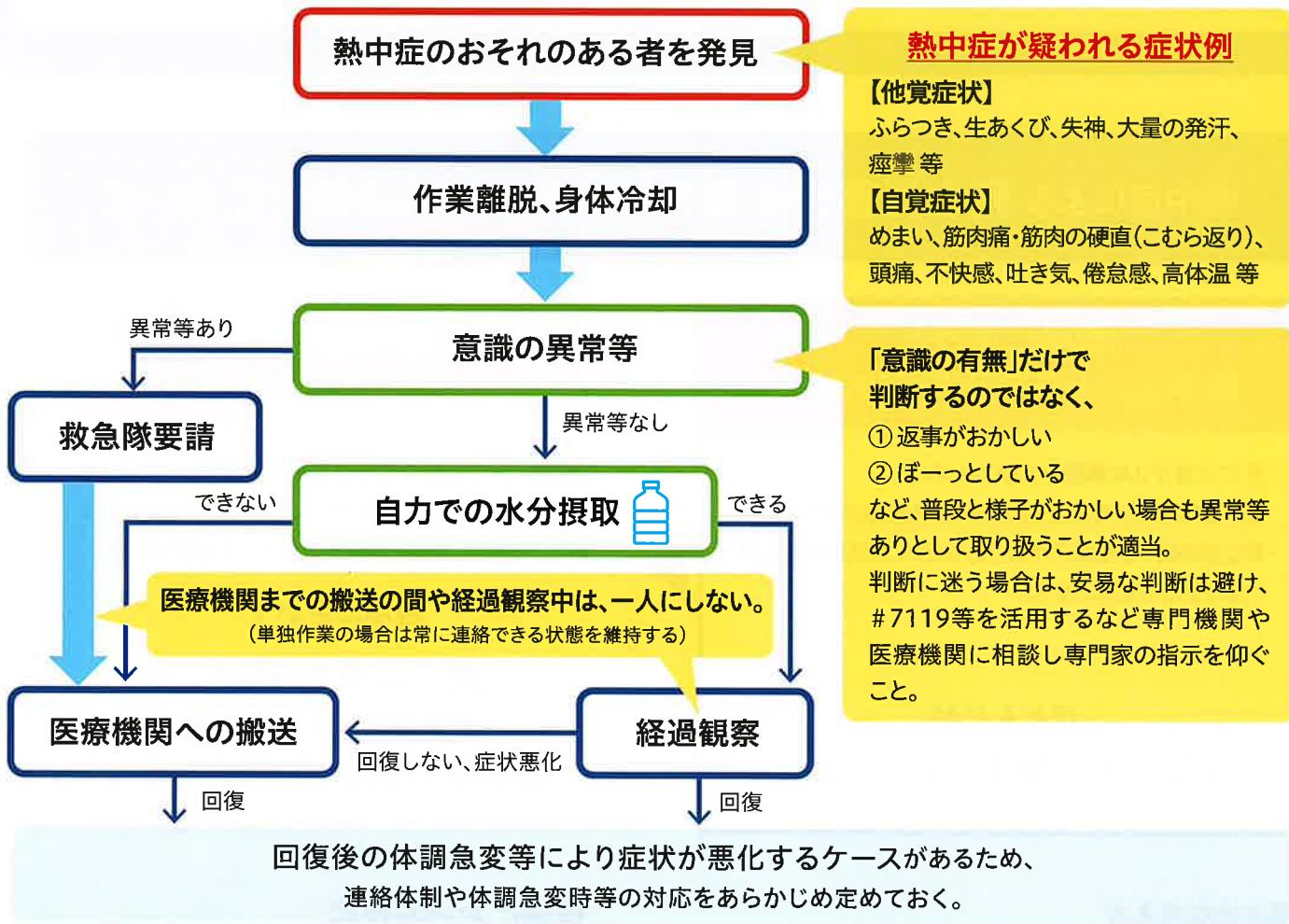
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

